

沿革 平成 31 年 2 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この実施細則は、「広島国際学院大学における研究費等の運営・管理に関する規程」(以下「研究費等に関する規程」という。)で定める広島国際学院大学(以下「本大学」という。)における適正な研究費の運営・管理を実施するために、必要な細部事項を定める。

(最高管理責任者の役割)

第 2 条 最高管理責任者の役割は、研究費等に関する規程第 3 条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下に行う。
- (2) 基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、本大学の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、本大学として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保するため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、研究費等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成する。
- (3) 間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部署等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部署等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払うものとする。

(コンプライアンス教育)

第 3 条 研究費等に関する規程第 10 条に規定するコンプライアンス教育は、同規定に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。
- (2) 効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあることなども説明する。
- (3) コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底する。

- (4) コンプライアンス教育を実施していない場合は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。このため、実効性ある取組とするために、大学の学部等の教授会を活用して周知徹底することや、受講機会を確保するため、複数回の説明会の開催や機関内のe-learningを活用する。
- (5) 研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていると、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。このため、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等（新規採用者、転入者等についてはその都度）に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。
- (6) 実効性を確保するため、誓約書等の提出を競争的資金等の申請の要件とすることや提出がない場合は競争的資金等の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示する。

（構成員の誓約書）

第4条 前条第5号に規定する誓約書（別記様式第1号）は、構成員本人の自署・捺印のうえ提出する。

（配分機関への報告）

第5条 研究費等に関する規程第20条に規定する調査の実施に際し、配分機関に報告する場合は、報告書（別記様式第2号）を作成する。

（調査結果の公表）

第6条 公的研究費に関する規程第23条第1号に規定する調査の結果、不正を認定した場合は、次の内容をもって公表する。ただし、合理的な理由がある場合については、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正の内容
- (3) 本大学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順等

（不正を発生させる要因の把握）

第7条 研究費等に関する規程第27条に規定する不正を発生させる要因に関し、その把握に当たっては、次に掲げるリスクに注意を払う。

- (1) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）
- (2) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確
- (3) 予算執行の特定の時期への偏り
- (4) 業者に対する未払い問題の発生
- (5) 競争的資金等が集中している部局・研究室
- (6) 取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）
- (7) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り

- (8) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分
- (9) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）
- (10) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用
- (11) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ
- (12) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）
- (13) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）

- 2 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- 3 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。
- 4 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。
- 5 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- 6 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないように機関全体の観点からのモニタリングを行う。

（自己点検チェックシート）

第8条 本大学は、不正対策についての状況を把握するため、自己点検チェックシート（別記様式第3号）を活用する。

（取引業者の誓約書）

第9条 研究費等に関する規程第31条に規定する不正の防止に関し、取引業者には誓約書（別記様式第4号）の提出を求めるものとする。

（構成員に対する処分等）

第10条 研究費等に関する規程第35条第1項に規定する不正行為に対する構成員の処分にかかわる競争的資金についての応募制限については、次表に掲げるとおりとする。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	募制限期間
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年
	(2) ① 社会への影響が大きく行為の悪質性も高いと 判断されるもの	5年
	② ①及び②以外のもの	2～4年

	以 外	③ 社会への影響が小さく行為の悪質性も低いと 判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により 研究費等を受給した研究者及 びそれに共謀した研究者			5年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を偽りその他不正な手段 により研究費等を受給した研 究者及びそれに共謀した研究 者			不正使用を行っ た研究者の応募 制限期間の半分 (上限2年、端 数切捨て)

(取組みの公表)

第11条 研究費等に関する規程第39条に規定する本大学の不正への取組に関する基本方針等の公表は、本大学の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たすうえでも重要である。

2 本大学は、前項の規定に沿って「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、本大学間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分（取引停止等の取扱いを含む。）」、「本大学における諸手続」などとともに、これらに関係する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うものとする。

(内部監査)

第12条 研究費等に関する規程第38条に規定する内部監査の実施にあたっては、同条に規定するもののほか、次に掲げる監査を行う。

- (1) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
- (2) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
- (3) 納品後の物品等の現物確認
- (4) 取引業者の帳簿との突合

(事務)

第13条 この実施細則の運営事務は、事務部庶務課とする。

(改廃等)

第14条 この実施細則は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則

この実施細則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成31年3月1日から施行する。

(別記)

様式第1号

誓 約 書

学校法人広島国際学院

理事長 ○○○○ 様

広島国際学院大学

学 長 ○○○○ 様

私は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）」で定める文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（□□○年度ガイドライン対象制度一覧に掲げるもの）の運用・管理を行うにあたり、諸法令に従うのはもとよりのこと次の事項を誓約し厳守履行いたします。

記

- 1 本学院の規則等を遵守すること
- 2 不正を行わないこと
- 3 規律等に違反して、不正を行った場合は、本学院及び配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

□□ 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

報 告 書

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等
- 調査
 - 調査体制（※第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象（※対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）
 - ・調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）
 - ・調査委員会の開催日時・内容等
- 調査結果（不正等の内容）
 - 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
 - 不正等に関与した研究者（※共謀者を含む。）
 - ・氏名（所属・職（※現職）、研究者番号
 - 不正等が行われた研究課題
 - ・研究種目名、研究期間、研究課題名
 - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号）
 - 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）
 - ・動機・背景
 - ・手法
 - ・不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
 - ・私的流用の有無
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）
 - 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
 - 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること。）
 - 再発防止策
- 添付書類（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）
- その他（機関における当該事案への対応）
 - （例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等

*必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。

（報告書作成例）

※「報告書に盛り込むべき事項」を満たしていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

〇〇〇〇〇第〇号
平成〇年〇月〇日

(配分機関殿)

広島国際学院大学
学長〇〇〇〇印

〇〇〇の不正等について (報告)

平成〇年度 (競争的資金等の名称) において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

※発覚の時期及び契機 (※「告発 (通報)」の場合はその内容・時期等)

※調査に至った経緯等

2 調査

(1) 調査体制

※調査委員会の構成 (第三者 [当該機関に属さない弁護士、公認会計士等] を含む調査委員会の設置)

(2) 調査内容

※調査期間

※調査対象 (対象者 (研究者・業者等)、対象経費 [物品費、旅費、謝金等、その他])

※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。

※調査方法 (例: 書面調査 [業者の売上げ元帳との突合等]、ヒアリング [研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り] 等)

※調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果 (不正等の内容)

(1) 不正等の種別

※例: 架空請求 [預け金、カラ出張、カラ雇用]、代替請求等

(2) 不正等に関与した研究者 (※共謀者を含む。)

氏名 (所属・職 (※現職))	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題 (該当する研究課題分作成)

研究種目名	研究期間	
研究課題名		

研究代表者氏名（所属・職（※現職））					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額					（単位：円）
平成年度	平成年度	平成年度	平成年度	平成年度	平成年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））					

(4) 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額（該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

平成 年度（内訳）

（単位：円）

費 目	交付決定額又は委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物 品 費	—			
旅 費	—			
謝 金 等	—			
そ の 他	—			
直接経費計				
間 接 経 費				
合 計				

※該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因（※可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

自己点検チェックシート

自己点検チェックシートは、本ガイドラインの第1節から第6節の「機関に実施を要請する事項」を取りまとめたものである。自己点検の際には、各節の「実施上の留意事項」を踏まえて、チェックを行うことが必要である。

第1節 機関内の責任体系明確化		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
	機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。	<input type="checkbox"/>
①	機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。 ＜役割＞最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。	<input type="checkbox"/>
②	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。 ＜役割＞統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。	<input type="checkbox"/>
③	機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。 ＜役割＞コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、 1）自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。 2）不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 3）自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。	<input type="checkbox"/>
第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
(1) ルールの明確化・統一化		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。	<input type="checkbox"/>
②	機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。	<input type="checkbox"/>
③	ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。	<input type="checkbox"/>

(2) 職務権限の明確化		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	<input type="checkbox"/>
②	業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。	<input type="checkbox"/>
③	各段階の関係者の職務権限を明確化する。	<input type="checkbox"/>
④	職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。	<input type="checkbox"/>
(3) 関係者の意識向上		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。	<input type="checkbox"/>
②	実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。	<input type="checkbox"/>
③	これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。	<input type="checkbox"/>
④	競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。	<input type="checkbox"/>
(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口を設置する。	<input type="checkbox"/>
②	不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。	<input type="checkbox"/>
③	以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。 (ア) 告発等の取扱い (イ) 調査委員会の設置及び調査 (ウ) 調査中における一時的執行停止 (エ) 認定 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等	<input type="checkbox"/>
④	不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。	<input type="checkbox"/>
⑤	懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。	<input type="checkbox"/>

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	<p>不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。 (実施上の留意事項①一般的に想定されるリスク) (ア) ルールと実態の乖離(発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など)。 (イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確。 (ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。 (エ) 業者に対する未払い問題の発生。 (オ) 競争的資金等が集中している部局・研究室。 (カ) 取引に対するチェックが不十分(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分)。 (キ) 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。 (ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。 (ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)。 (コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用。 (サ) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。 (シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)。 (ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究環境など)。</p>	□
②	不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。	□
(2) 不正防止計画の実施		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。	□
②	最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。	□

第4節 研究費の適正な運営・管理活動		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
	第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。	<input type="checkbox"/>
①	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	<input type="checkbox"/>
②	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	<input type="checkbox"/>
③	不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	<input type="checkbox"/>
④	発注・検取業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。	<input type="checkbox"/>
⑤	ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。	<input type="checkbox"/>
⑥	また、物品等において発注した当事者以外の検取が困難である場合であって、一部の物品等について検取業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。	<input type="checkbox"/>
⑦	特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検取について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。	<input type="checkbox"/>
⑧	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	<input type="checkbox"/>
⑨	換金性の高い物品については、適切に管理する。	<input type="checkbox"/>
⑩	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。	<input type="checkbox"/>

第5節 情報発信・共有化の推進		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	<input type="checkbox"/>
②	競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。	<input type="checkbox"/>
第6節 モニタリングの在り方		
No	対 策 の 内 容	チェック欄
①	競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。	<input type="checkbox"/>
②	内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。	<input type="checkbox"/>
③	内部監査部門は、上記②に加え、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。	<input type="checkbox"/>
④	内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。	<input type="checkbox"/>
⑤	内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。	<input type="checkbox"/>
⑥	機関は、第7節(1)「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。	<input type="checkbox"/>

誓 約 書

学校法人広島国際学院

理事長 ○○○○ 様

広島国際学院大学

学 長 ○○○○ 様

私は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）」で定める文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（平成26年度ガイドライン対象制度一覧に掲げるもの）に係る取引を行うにあたり、諸法令に従うのはもとよりのこと、次の事項を誓約し厳守履行いたします。

記

- 1 貴学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 内部監査、その他調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 貴学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

平成 年 月 日

住 所

企 業 名

代表者氏名

㊞